

者歟。仍寄進狀之事預御尋候。先度御敵越中衆亂入之時取失候間、于今進上不申候。凡重藏宮本寄進者、七町八段定候由承候得共、越中之草部方之代之時、又其以前ニも被落候由承及候。今殘候分五千四百九十八束刈かと、如斯之以田數堂宮修理、同神役等勤申候。殊ニ講堂并藥師堂再興之砌候間、可然様ニ御披露所仰候。恐惶謹言。

神主 信樂 在判

文明八年申九月日 榮宗寺 性鏝 在判

觀音寺別當 性珎 在判

神林寺院主 性慶 在判

進上 溫井五郎右衛門尉殿

神保 式部丞殿

人々御中

(本文書は鳳至郡重藏宮の來歴・堂社・社役等のことを注進したるなりといふ。然れども拜殿を四十間とし、講堂を四十間とする如きは、その間を柱間の意に解するも、桁行の尺度の意に解するも過大なり。)

その他上巳・重陽の節に勅使御立候といひ、先度越中衆亂入之時といふ如き、人名の前出棟札と異なる如き、並びに疑ふべし。

十一月四日。幕府、一揆等に、攝津之親所領河北郡倉月莊南新保に濫妨するを禁す。

九七三

【溫故雜帖】

攝津修理大夫知行分、加賀國倉月庄内南新保西方事、度々被成奉書、領知無相違之處及違亂云々。太招其咎者歟。所詮不日可停止其妨。若猶得西郡四郎語、有致緩怠之輩者、速可處罪科之由被仰出候也。仍執達如件。

文明八 十一月四日

(松田) 興 在判

(高) 貞 秀 在判

一 揆 中

(明應二年十二月廿九日の條參照。)

文明九年 丁酉 紀元二一三七

正月廿二日。山科勸修寺領江沼郡家莊の代官

職二松竹夜叉代、同寺に請文を出す。

【勸修寺文書】 山城

九七四

勸修寺御門跡領加州郡家莊御代官職事、二松竹夜叉所預申也。御年貢并恒例臨時之御公事等、無懈怠可致其沙汰候。於員數者、以地下差出之帳面、可致沙汰候上者、不可有私曲候。但猶致地下之興行申請、上使依注進可定申入候。萬一不法之儀出來候者、雖爲何時可被召放、其時不可申一言子細、仍請文狀如件。

一 松竹夜叉代

文明九年正月廿二日 周 應 在判

二月二十日。後土御門天皇、甘露寺親長に、石川郡大桑・豐田を安堵せしめ給ふ。

【實隆公記】

九七五

加賀國大桑・豐田等事、退無謂押妨、任譜代相傳之旨、可令全知行給之由、天氣所候也。仍上啓如件。

文明九年二月廿日

(三條西) 右中將實隆 奉

謹上 按察殿

(親長の所領が、加賀の守護富樫政親の被官人の違亂する所となりたることは、親長卿記に見ゆ。)

六月十四日。僧良清、珠洲郡高座宮別當高勝寺の免田指出を注す。

【須須神社文書】

九七六

高勝寺めんでのさしだしの事

合千七百かり

(指出) 珠洲郡

(管免)

三百かり

(供免田) くめん

(管免)

九百半かり

(修正田) しゆしやうでん

(管免)

百かり

(妙成就下地) めうじやうじゆいん

(管免)

三百かり

(如法經下地) によぼうきやう

(管免)

已上

(學頭下地) がくとうばう

(管免)

右くだんのめんでのやくとうは、まいねん二月じやうらくゑ、大師かう、三月七日八日九日どうりうぎ、おなじくしゆと一七日ほつげもんだう三十さ、う月七日八日(見舞)ちごのまい、七月一日よりしんぜん一七日にちやちご大(衆幸籠)しゆさんろう、よるひるふだんのごんぎやう、おなじく